

(写)

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の  
意見聴取に関する公示

三重労働局一般公示第 141 号

三重地方最低賃金審議会は三重県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、三重県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 7 月 25 日までに、三重地方最低賃金審議会（津市島崎町 327 番 2 津第二地方合同庁舎 4 階 三重労働局労働基準部賃金室内）宛て提出されたい。

令和 6 年 7 月 1 6 日

三重労働局長 石 田 聡